

青海町寺地遺跡出土木簡に関する補論

—一号木簡の基礎的考察を中心として—

田中一穂

1 はじめに

(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団では2001年度、北陸新幹線建設に伴って西頸城郡青海町大字寺地において発掘調査を行った。その結果、2点の近世木簡が出土し、幸いにもこれらの木簡の調査に当たる機会を頂戴することができた。調査結果の一部は報告書として既に刊行・発表したが(註1)、『報告書』ではその紙幅に制限があったことや私が近世史に暗いこと、さらには各地から出土する近世木簡に関する研究が少ないこともあり、十分に考察の根拠や過程を記すことができず、その概要を記すに止まってしまった。結果、文献史学(近世史)の方面の一部からは分かりにくいという批判を頂戴するに到ってしまった。そこで、本稿では『報告書』では記すことが出来なかった考察内容の詳細を中心にこの場を借りて記すこととした。前述の通り、近世史を専門としない力不足は否めず、明確な結論を導き出せないまま基礎的考察で止まってしまった感は残るが、最終的な解釈に至るためにさらなる御教示を頂戴したい。

2 遺跡の立地と周辺の歴史的環境

立地や周辺の環境に関しては『報告書』にも記されているが、そちらでは詳細でない部分もあり確認の目的も含めて改めて記しておきたい。

本来の寺地遺跡は2001年度調査地点よりも約200mほど北に位置する縄文後期から晩期の配石遺構や木柱群などを検出した集落遺跡である(註2)。昭和42~48年の調査の結果、比類のないヒスイ玉工房の重要性から国指定史跡とされている。この遺跡のすぐそばに北陸新幹線が計画され、寺地遺跡が法線内にも広がっている可能性が考えられたため、試掘調査(一次調査)を行ったところ、縄文晩期の包含層が確認され本調査(二次調査)に至った。今回木簡を出土した調査地点は、青海町大字寺地字道ノ入に所在する。



第1図 寺地遺跡と周辺の遺跡など(=は旧村名)
(国土地理院「糸魚川」1:25,000原図 平成8年発行)

調査地点の西側山頂には上杉景勝が越中進出の際利用した中世山城である松山城が確認されている。調査区はこの山から流れ出る小河川が形成した谷口に位置し、『報告書』ではこの小河川による扇状地上に立地したと記されている（第2図）。調査区は町道を挟んで松尾神社裏手に当たる独立丘上の1区と扇状地上の2区とに分けられている。木簡が出土したのは後者である（以下、本調査区と略す）。

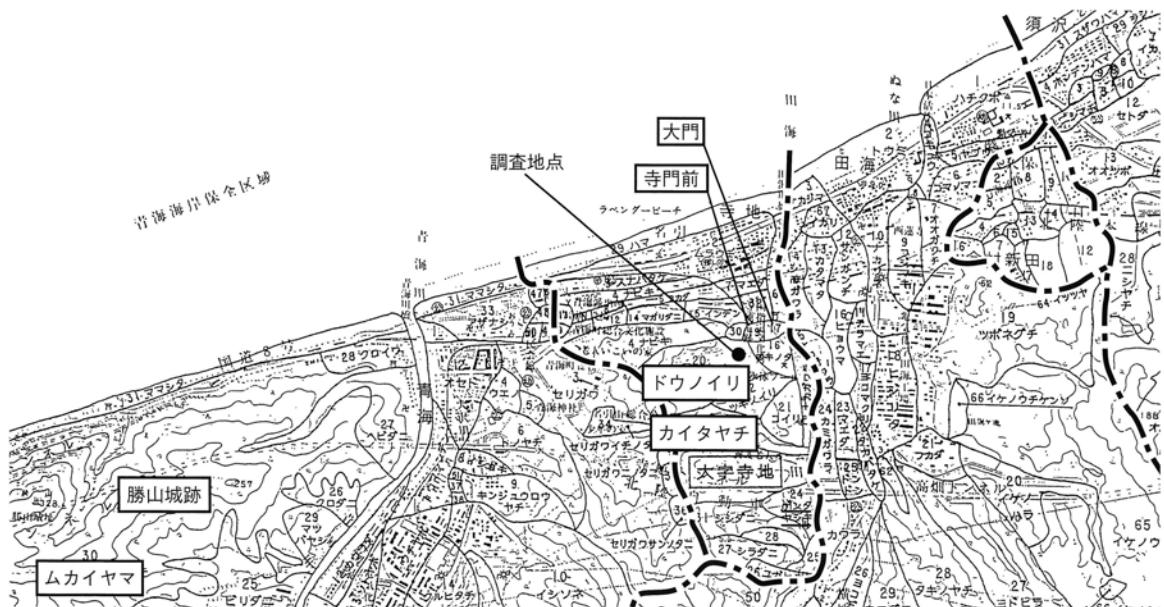
周辺には他に、田海川対岸の砂丘上に位置する大角地遺跡がすでに調査されている。縄文時代前期の竪穴住居5棟と滑石を主体とする玉作工房跡、古式土師器が伴う方形の竪穴住居3棟が検出された古墳時代との複合遺跡である。字須沢の須沢角地A遺跡では奈良平安時代の集落と14世紀末～15世紀の中世遺物・遺構が確認されている（註3）。

一方、文献的には越後国頸城郡青海郷に比定される。この郷の中心は青海川下流付近に推定され、『延喜式』神名帳には式内小社として「青海神社」が見られる。現在、この神社の遺称を称す比定社は青海川右岸の丘陵上に鎮座しているが、近世以降に勧進したと推察され古代の青海神社に関しては所在地等が全く不明である。なお北陸道はこの沿岸部と通っていたと思われるが、具体的な痕跡もなく確実なルートは確定していない。

中世になると、先述の松山城の他に青海川河口付近の左岸に勝山城が確認されている。青海川に沿った道は信州へ至るルートの一つで、勝山城はそれと北陸道の接点となる要衝に位置している。この谷沿いの道を使い、近世には糸魚川藩の規制にかかわらず、寺地や田海の海岸で生産された塩が信州へ運搬されている（註4）。勝山城も松山城同様、上杉景勝の越中遠征に関係する山城であるが、これに対する館は現在のデンカ工業青海工場付近と考えられている。それを示すかのように字大沢付近では石灯籠が発見されており、これに近い東側の山中では仁安二（1167）年の年紀が記された珠洲焼経筒が出土した天神山経塚が発見されている（註5）。



第2図 調査区（II区）近景



第3図 大字寺地・青海町字切図（「青海町字切図」）

近世になると、旧寺地村が営まれる。『報告書』や青海町史に当たる『青海－その生活と発展－』（以下、「青海」と略す）にも記されているように、元々の寺地村は松山城の麓付近にあったといわれている（註6）。寺地公民館や旧庄屋小野家に残る「明治十九年 土地更正図（控）」をみると本調査区を含めた松山城の麓は「道ノ入」という小字名である。これは前述した小河川の谷口付近に金剛寺という寺跡があったことに由来するようである（註7）。この寺は、『青海』によれば天正六年の御館の乱の際、上杉景虎方についた山本寺景定が松山城に籠城し、景勝に攻められて落城する時、小野家をはじめとする元々の寺地村と一緒に焼失したという。そのためかこの寺に関連すると思われる「寺モンゼン」「大門」といった小字名が付近に残っている。この後、近世の旧寺地村は現在の海岸砂丘上に移転することとなったが、その支配の変遷は第4図の通りである。

なお、1区の方が松尾神社の裏手に位置しこの神社との関係が問題となるが、それを示す具体的な資料は非常に乏しい。社名からは京都・松尾大社との関係も推測されるがそれを具体的に示すものはない。『青海』によれば、旧寺地村には一時、造酒屋があったようで、糸魚川に酒米として米を出していたことなどが指摘されているが（註8）、いずれもこの神社との関係を明確に説明できるものではない。

	当初	天和1	貞享2	元禄14	享保2	天明7	文化6	文政6	天保4	正保国絵図	天和郷帳	天保郷帳
		1681	1685	1701	1717	1787	1809	1823	1833			
須沢	高田藩領	幕府領	高田藩領	幕府領	糸魚川藩領					384	346	369
今村 新田	高田藩領	幕府領	高田藩領	幕府領	糸魚川藩領	陸奥・ 下村藩領	幕府領	糸魚川藩領		370	153	153
田海	高田藩領	幕府領	高田藩領	幕府領	糸魚川藩領					621	574	576
寺地	高田藩領	幕府領	高田藩領	幕府領	糸魚川藩領					116	114	114
青海 橋立 歌 外波 市振 上路	高田藩領	幕府領	高田藩領	幕府領						635	524	541
										—	16	19
										—	15	17
										—	10	11
										41	47	48
										280	26	33

第4図 支配変遷及び村高表

村高の単位は石

3 近世の寺地村について

旧寺地村に関する初見史料は戦国期まで遡る。北陸道に面していたため当村を多くの旅する文人が通りすぎていった。その一人に冷泉為広があり、（史料1）にあげた彼の日記「越後下向日記」に記されたのが、管見の限りでは寺地村の初見と思われる（註9）。

（史料1）「越後下向日記」 延徳三（1491）年三月十七日

次サカイ（境）里、川ヨリ越中サカヒ越後国ニナル也

次市ブリ（市振）里、次山ノシタ磯ハタ山キハ

次水オツル瀧

次ヲヤシラス（親不知）

次カサバミ（風羽見）里少シ

次トナミ（外波）里 次ウタ（歌）辻堂、つ晝休也

コレマデ山ノ下ノ中、駒カヘリトテ坂アリ

次クロイハ（黒岩） 次アフミ（青海）

次クロビメ（黒姫）山

次テライ ○ダウミ（田海） 次スザワ（須沢）

次ヒメ（姫）川舟、此川海トヒツ也 次ハヤ川

次妙カウサン（妙高山）山也、昔モエル山也

次テラ（寺）鳴里

次イトヒ川（糸魚川）

此所ニ觀音寺ト云寺一宿也上杉ヨリ迎人馬等アリ、雜掌同シ

〔後略〕（ ）内は小葉田淳氏の比定

小葉田淳氏の指摘の通り旅程の順序や地名には誤りが見られないので、「テライ」は寺地のことと考えられる。『青海』などによれば、旧寺地村は西を青海村、東は川を挟んで田海村という両大村に接する海浜の小村である。庄屋小野家（小野新兵衛）が永代庄屋として世襲で（註10）、松山城の麓（字宮ノ脇）にいたのは永代の小野新兵衛だけである。なお、現在の大字寺地内には庄屋・小野新兵衛が復興した曹洞宗金剛寺以外に近世に遡る寺院はない（註11）。

当村は現存する「天和三年 檢地帳」などによれば、村高が百十四石一斗七升で両側の旧青海・田海村といった大村と比較すると約五分の一しかない。山と田海川氾濫原の間の平坦地が少ない地形から推測すると、耕作できる土地が非常に限られていたと推察される。しかもその平坦地の田畠は田海川の水面と比高差が大きく、上流の大字源太屋敷から大江口用水という分水をつくり耕作用水を引かなければならぬほど有利にも不便な村であった。

そのためもあってか旧寺地村はむしろ海にその収入源を求めていた。その一つが漁撈であり、沖合の漁場を巡って高田藩領内の能生・筒石村と争議になった時の関係文書も残り、旧歌村などとも同様の争議を起こしたようである（註12）。このように漁撈への依存度が高いため海辺には漁場の守り・豊漁と海上の安全を祈って夷神（地元ではオイベスサンと呼ばれる）を祭っている。

もう一つの重要な収入源となったのが、地塩である。旧寺地村の海岸には姫川以西の村々には珍しく砂浜が広がっている。この砂浜は田海川右岸の旧田海村内にも延びているが、旧寺地村内の方が断然長い。その砂浜を利用して揚げ浜式で製塩が行われていた。その製造量は『青海』によれば、旧青海・田海村が一石に満たずほとんど皆無に近いのに対して、旧寺地村は十石余りで多い。これが前述したように人馬によって舟州に運ばれ、大きな収入をもたらした。このように現金収入を得る重要な手段であったため享保十八（1733年）には、洪水の度ごとに流路・河口の位置を変える田海川河口付近の海浜を巡って田海村と境界争いが起り、その仲裁に関する文書や絵図が庄屋小野家に現存している（註13）。ただ、揚げ浜式製塩を行う上で不可欠な塩木（薪）はその塩木山をもっていなかったため、それは周辺の村々から購入していた（註14）。このほか、糸魚川に出稼ぎが見られ、一時的な仕事として飴屋や大工として就労していたようである。

このように漁撈・塩業を中心とする村であったため小物成をはじめとする諸役もこれらに関連するものを中心であり、納入法も三分の一金納の米価と定められていた。

以上が旧寺地村の概要であるが、今まで述べたようにこの村に関すると思われる文書の大半は旧庄屋小野家に現存している。およそ300点以上は確実と思われるが、この文書群に関しては『青海』編纂時に編者の木重孝氏が一部の良好なものに関して調べた程度で現在までに詳細な調査が行われていない。よってここに記した内容もその文書群の詳細が明らかになると変更される可能性がある。

4 発掘調査結果と木簡の概要

調査の結果、遺構は乏しく上層からは自然流路と中近世と思われる井戸（S E 6）、下層から埋没林や縄文晩期の土器（大洞C 2～A式段階）の集中区などが検出された程度である。下層については本稿と関係がうすいので割愛したい。自然流路の覆土からは舟形2点と大量の箸状木製品が出土し、祭祀的な空間を形成して水辺の祭祀が行われていた可能性が報告されている。2点の木簡はいずれもⅡ層（近世攪乱層）からの出土である。

本簡の概要については『報告書』の遺物編で記した内容と若干重複するが、そちらでは記せなかった内容も含めて記しておきたい。

一号木簡は14B21グリットから出土した。グリット一括遺物として取り上げられ、遺物水洗中に墨痕を見出し木簡であることが判明した。よって詳細な出土状況は不明である。共伴遺物として伊万里焼や唐津焼の陶磁器片が見られ、出土層が攪乱層であることを考慮すると、本木簡も近辺より流入し原位置を保っていない可能性も考えられる（註15）。時期は共伴の陶磁器類から18世紀後半以降と推定される。

(史料2) 一号木簡 釈文

□ □ [白カ]

・□□ 納七斗入 向山孫左衛門」

•]

(280) \times 41 \times 4 059型式

木簡は上端部が折り取られ、さらに「七斗」の部分で屈折している。上端部は無理に折り取られたと推測されるのに対して、「七斗」の部分は折線が斜め右上がりに直線的なので刃物によって折られた可能性が高い。下端部は両側から切り込みが入り先端を尖らせてている。中途まで縦に割れが入っており左右に裂けて二分できる状態で出土したが、こちらは年輪に沿って柾目方向に割れているので廃棄に伴う人為的な可能性は少ない。調整は表裏ともに行われているが、やや粗雑である。

墨痕を検出した段階から表面の文字は比較的明瞭に残っていた。しかし、裏面は既に肉眼では墨痕をほとんど見いだすことはできず、赤外線カメラを用いても何カ所か点々と認められる程度で判読は困難である。表面上端部付近にも赤外線カメラによって数文字分の墨痕が確認できたが判読はできない。「納七斗」から「孫」までは肉眼でも判読できたが、「左衛門」以下になると赤外線カメラでようやく判読された。木簡の表面は何カ所か損傷を受けており、特に「孫」のヘンの部分はそのために墨痕をほとんど失ってしまい、「源」の可能性も指摘された。しかし、近世農民名としては孫左衛門が多いことや、後述する様に、釈読の一候補として青海町大字歌字向山には現在でも「向山孫左衛門」の家号が残っていることもあり「孫」とした。また、「向」についてもこれが最も近い字体と思われ、現存する地名や家号なども考え合わせて「向山」としたが、「白」の可能性も想定できなくはない。その理由として、詳しくは後述するが、寺地公民館に保管されている近代の土地関係文書等で寺地周辺の人名を見ると、「白山源吉」や「白山津右衛門」という人物が見られる。「向」と「白」のくずし字上の類似性や木簡廃棄との関係を考慮すると「白」として、「白山孫左衛門」とも考えられる。

二号木簡は14C 9 グリットから出土した。出土状況は一号木簡と同様にグリット一括遺物で水洗により検出された。共伴遺物としては唐津焼の陶磁器片の他に、越中瀬戸や珠洲焼の破片も見られ近世前期の遺物も共伴している。

(史料3) 二号木簡 釈文

「ひうち」 154×21×10 (該当形式なし)

木簡の上端は隅がやや丸まっているが調整された痕跡は明確でなく、下端も水平に切られたままである。木簡両側面も全く調整が加えられず、材から割り出したままの状態で使用されている。ただし文字の書かれている表面だけはきれいに調整が加えられている。裏面は上端から30mmの部分を厚さ約4mmで切り取られ、それより下は何かを挟み込むように面と平行に割け目を入れている。表面の墨痕は比較的明瞭に残っており、「ひ」と「ち」は肉眼でも判読可能である。「ち」が長く伸ばされているのが特徴的で、「う」も「ち」の横画部分まで筆が延びている。結論的には、旧寺地村に残る『天和三年閏九月 越後国頸城郡寺地村御検地水帳』の「火打町」と考えた方が適当と思われる。

5 一号木簡の基礎的考察

以下、上述した概要に至った考察について詳

しく述べてゆきたい。最初に一号木簡の記載法上の特徴を整理しておくと以下の点が上げられる。

- ①「斗入」と「納」をその前に冠する記載法
- ②「七斗」という斗量
- ③「孫左衛門」という人名記載

以下、これらの点について各々考察してゆく。

A 納七斗入

まず「斗入」の類例を求めて、独立法人奈良文化財研究所（以下、奈文研と略す）の木簡データベースで検索を行うと、22点の木簡が適合する。この内5点の古代木簡を除いた17点が大坂城下や福井城跡など近世の発掘調査によって出土している。前述のように考古学的所見から18世紀後半以降という時期が与えられているが、「斗入」という用例が近世以外の木簡にほとんど見られることでも、近世木簡と見なすことに間違いない。

17点の木簡の記載内容を見てみると米に関するものが多く、各木簡の報文でも年貢納入に関わると木簡の性格を見なしている。その根拠の一つが記載される斗量である。それらの多くは四斗前後で、これが通説的に考えられている年貢米1俵当たりの標準的な斗量であることや、出土地点が城内や城下武家屋敷など年貢米の消費地と考えられるためである。具体的な例としては、

(史料4) 大坂城跡出土木簡 (木研11)

「・△米三斗入」

「・□□山平吉□」



第5図 寺地遺跡出土木簡

(史料5) 仙台城三ノ丸跡出土木簡 (木研7)

「・御年貢米四斗五升入」

「・文化□年宮城郡實沢村」

222×32×5 051

などである。特に(史料5)の仙台城三ノ丸跡出土木簡はその典型的な例といえ、年貢米であることが明白である。この他に(史料6)の福井城跡出土木簡も明確に「米」や「年貢」とは記されていないが、年貢に関すると考えられる。その根拠を述べると、確かに明記はないが「もち米」の場合には明瞭に物品名を記載しているのに対して、白米の年貢が規定通りの斗量で詰められている場合には詳細な品目を記さずとも通用したと考えられるためである。福井城跡出土木簡だけでなく他の近世木簡の中でも年貢に関する米の場合には「米」と記さない場合が見出せる(註16)。おそらくそれは流通する物品の中で「米」が最も多く、特に米市場が設けられるほどなので、逆に明記されなくなったと考えられないであろうか。それ故米(白米)でない場合には、具体的に小豆や塩、麦というように物品名が明記され、米の場合でも特に記すべき内容があった場合にはそれが記載されたと考えられる。その具体例としては「玄米」や「餅米」であったり、精米の場合も「中白」や「上諸白」などがそれに当ると思われる。こうした推測が認められるならば、福井城跡出土木簡に関しては後述する武家屋敷の出土と併せて考慮して年貢米木簡と見なされ、検索した17点の木簡のほとんどが米、特に年貢米と思われる。以上、「斗入」という記載方法をもつ近世木簡のほとんどが年貢に関するとすれば、一号木簡についても「七斗」という斗量の違いがあるが、年貢貢納の荷札として作成され使用された可能性が高い。

さらに「納～斗入」という記載方法で絞り込んで考察すると、近世木簡の中でも類例は少なく、使用される地域が限られるように思われる。奈文研木簡データベースでは17点中2遺跡6例の木簡が見出せるだけである。その一部を挙げておくと以下のようなである。

(史料6) 福井城跡出土木簡 (木研20・22)

〈土坑三七七出土〉

「▽納四斗入」

98×17×3 032

〈土坑三七九出土〉

・「板垣村孫兵衛」

・「納四斗入」

105×18×3 011

〈土坑八〇五出土〉

・「▽○山室村 忠左衛門」

・「▽○納四斗入」

114×23×2 032

(史料7) 佐渡奉行所跡出土木簡 (木研18など)

・「辰納五斗入

□□□□□」

・「夷村

名主平衛門」

112×40×2 011

福井城跡出土木簡に関しては、調査地点が二百～四百石クラスの武家屋敷で魚や動物の骨などを共伴するゴミ捨て土坑から出土したことが報告されている(註17)。木簡に見られる村名について詳細に報告されていないが、とりあえず『木簡研究』に報告されている木簡の村名全般を見てこれらの比定を試みると、福井城近郊に限られるように思われる(第6図・註18)。城下近郊の年貢米が直接城下や城内の米蔵に納入されている

のは高田城下でも同様で、年貢の蔵入れと大雪の季節が一致する高田城下の場合、納入期限の十二月に城下米蔵に収めるのは城下近隣の村々に限られていたようである（註19）。同じ高田平野でも城下から少しでも離れた村々の年貢は、雪中の運搬の困難さを考慮して役人が出張・立合の元で村の郷蔵に一端納められ、蔵に封印をした上で翌三月頃に城下へ搬入されたようである（註20）。高田城下と同様の状況を福井城下でも考えると、木簡に見られる村々が城下周辺地域に集中するのも同様に理解される

のかもしれない。なお、これらの木簡が上端部に切込みが入ったり、穿孔のある荷札状であることから年貢俵の外に附けて使用されたと思われることはいうまでもなかろう。

佐渡奉行所跡出土木簡は報告書によれば、年貢米の俵に入れた中札とされている（註21）。年貢米の中札とは納入年月日・納主（米主）などを記して米と一緒に俵の中に詰めた木札類のことである。各地に残っている所謂「五人組帳前書」によれば、年貢には外札として何の年の御年貢米・国郡村名・納主・俵貫目等を記した木札もしくは竹札を付けることが定められている（註22）。これとは別に俵の中にも上述のような内容を記した札を入れることが規定されている。具体的な例として県内では長岡藩のものが著名だが（註23）、糸魚川周辺でも確認され、（史料8）に示した「元禄二年八月（砂場村）五人組御仕置帳」に見出せる。

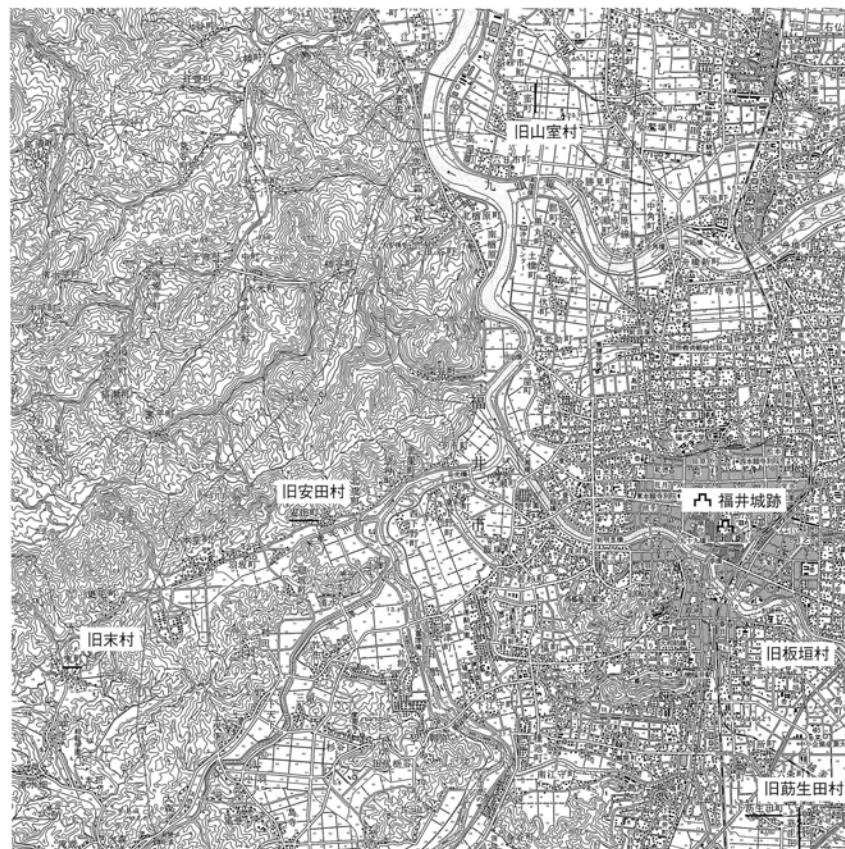
（史料8）「元禄二年八月（砂場村）五人組御仕置帳」

一 御米斗様請庭を弐枚敷、其上江御米移拵目儀者前々相納候通り、壹俵四斗入ニして外ハ弐升宛、欠米之積可入之。但シ斗候時御米俵江入候時ハ上之戸をさし、少茂入れ零し無之様ニ可入念之事

附 中札刺札前々之通り壹俵も入落無之様ニ可致事

（『糸魚川市史』資料編1 所収）

これによれば「附けたり。中札・刺札（筆者註、外札の別称）前々の通り」と記され、中札を從来通り入れることが定められている（註24）。そこで、穂積陳重氏や野村兼太郎氏の業績を参考に各地の「五人組帳前書」に見られる中札・外札の規定を概観すると、中札には俵の斗量が記されることではなく村名や納入の年号月日・納主（米主）・庄屋・改役人の姓名を記すに留まっているように思われる（註25）。また俵の中に同封するため、大きさが限られるという中札の特性の観点から筆者が、近世木簡の中でも唯一確実な中札と考えている東京都中里遺跡出土木簡を見ても俵斗量の記載はない（註26）。「五人組帳前書」の規定内容からも、実際の



第6図 福井城跡出土木簡の村名比定（注：旧東郷村は旧坂垣村に東接するが省略）

（国土地理院「福井」1:50,000原図 平成2年発行）

年貢関係木簡の実態的な例から見ても俵斗量が記されるのは外札のみと推察されるので、報告書で中札とされる根拠は不明であるが、「納五斗入」と俵斗量の記された佐渡奉行所跡出土木簡を中札とすることは考えにくいと思われる。

中札か外札かといった佐渡奉行所跡出土木簡の性格に関しては今後十分に検討する必要があるとしても、佐渡奉行所跡出土の木簡が年貢に関わる木簡であることに問題はない。その根拠は「五斗入」という記載方法の他に、この上に「辰」という干支が記されているためである。これは年貢の納入した年号に相当する。年貢関係と思われる木簡においては、(史料5)の他にも仙台城二ノ丸跡出土木簡の中に「元禄二年」と元号を記したものがある(註27)。むしろこれは例外的で中里遺跡出土ものや京都府木津町鹿背山郷の郷蔵で発見された俵上札にも干支で年紀が記されている(註28)。また実際の近世文書でも年貢に関する記載では干支を用いるのが大半を占めているので(註29)、佐渡奉行所跡出土木簡が年貢米に付けられたものであることは確実といえる。さらにいえば中札には記されることの少ない斗量の記載があることから考えると、佐渡奉行所跡出土木簡は私見では外札と見なすべきではないかと考えている。

以上のように「納～斗入」木簡が年貢米に関する中でも外札と思われる所以、同様の記載様式である「納七斗入」と記された本木簡も中札よりはむしろ外札と考えておきたい。(史料8)を見ると外札を「刺札」と記され、年貢俵に突き刺して用いられた可能性を暗示している。これは一号木簡の形状と共通するところであり、傍証となるものと思われる。また、「納～斗入」という記載方法が今のところ北陸方面で出土する木簡にしか見出せないので、北陸地方に限られる地域的な特色を反映している可能性も考えられる。その背景や要因などについて現状では不明とせざるを得ない。しかし若干の推測を述べておくと、一つの要因として、この木簡が作成された江戸後期、第4図を見ると分るように寺地遺跡周辺は糸魚川藩領である。享保二(1717)年に糸魚川藩が復興の際には福井藩から松平直之が親藩として入っていることを勘案すれば、北陸唯一の親藩である福井藩を中心とした大名間の関係などが作用している可能性が考慮される。一方、「納～斗入」という記載法の近世文書は管見の限りでは見出せていないが、中世の年貢関係文書の中ではよく見られる記載法であり、こうしたものが残った可能性も考慮される。他には、古代以来北陸方面は海路で敦賀や小浜など福井やその近辺と結ばれ、経済的な物流を考慮するとこれらの地域と共通する記載法や手段に準じた方が好都合と思われ、中世以来の北陸方面共用の記載方法が残ったとも考えられる。このいずれとも決する根拠を見出しえないが、ここでは近世年貢木簡の記載法の観点から見られる北陸の地域的特徴についてだけ指摘すると同時に、その可能性を列記するに留めたい。

B 七斗

近世木簡で「～斗」と記された木簡の内容物を見た場合には上述の米以外に大豆・小豆などにも用いられ、文書まで広げても荏胡麻や塩・油が追加される程度で「～斗」は概ね穀物類に使用例が限られる。

上述したように一号木簡が年貢に関するものとすれば、その斗量の七斗が問題となる。前述した様に文書・木簡を問わず年貢俵に詰められた容量を見ると一般的には三斗五升～五斗まで見られる(註30)。発掘調査で出土する木簡の多くが四斗か四斗五升であることなどからも、実態を反映して一般的な容量であったことが確認できる。こうした例と比較した場合、一号木簡の七斗は非常に多い。一俵四斗=60kgとして計算した場合、七斗では100kgを超え、その多さが分かるであろう。その上、一俵には規定以上の米が詰めていた場合もあり、児玉幸多氏によれば、実際の年貢俵には定められた斗量よりも多くの米が詰められていることが指摘されている。その理由は途中で俵から漏れこぼれる米があることや検納の際に役人が刺米として抜き取

ること、規定量入っているにもかかわらず役人が難癖を付けたりする対策など様々な状況に対応するためとされている（註31）。とすれば、実際に俵に入っている量というのは表記されているよりも多い場合が通例なので、仮に一俵が七斗と記されていても、実際の内容量は一層多くの米が入っていたとも考えられる。こうした観点を踏まえるとこの木簡が、一俵の俵に付けられたのではなく、数俵にまとめて一つ付けられたとも想定され使用の点でも問題が生じる。

こうした問題を考察する視点として、1俵を計量するのに用いられる枡、特に年貢収納に使われる納枡と「七斗」の類例木簡から検討を試みたい。『報告書』作成段階では知見が及ばなかったが、「米七斗」と記された木簡が上越市春日山城跡の発掘調査によって出土している。この木簡は『木簡研究』には未報告であるため、発掘調査報告書を中心に概要を記すと以下の通りである（註32）。木簡の形状は右上端部と下端部を欠損した状態であるが、上端部を水平に成形して左右から切込みを入れる付札状であることは明確である。報告書等では具体的な法量の記載がなく不明であるが、「米七斗」が読み取れることは明記されている。出土遺構は直径2m余り、深度1.8mほどの井戸S E 42で、白磁皿2点を共伴する。覆土内からの出土と思われるが、具体的な出土層に関する記載がなく、出土位置の詳細も不明である。出土遺構の年代も明記されていないが、他の遺構の一部はその出土遺物から天正～慶長年間とされているので、概ね上杉時代の終り頃から江戸の初期と考えられ、木簡の時期もほぼこの頃と見なして大過なく思われる。こうした意味では近世木簡の一つと考え得る。

そこでこの春日山跡出土木簡と時期的に近い上杉謙信以降を中心に当該地域における枡の変遷を見ておきたい（註33）。周知のように室町以降、凡日本的には各地で独自の枡が使われ統一的な枡はなかったといつても過言ではない。こうした状況は越後でも同様で、『新潟県史』通史編によれば、寺泊枡や柏崎枡、佐渡枡、「いわふね枡」など様々な枡が用いられていたことが記載されている（註34）。当然その容量も異なっており、具体的なことが分る佐渡枡は後の京枡よりも一斗当たり八合少なかったことが『県史』通史編二に記されている。但し、このように米の収納枡に関する史料が散見するが、中世後期の年貢納入は錢納が一般的であり天正二十年頃の上杉景勝による検地以前は越後でも錢納が行われていたことが諸史料によって確認される。よって、中世における米（年貢）と枡の直接的関係を明らかにすることは難しいと思われる。

越後における枡の統一は天正五年の能登攻略後、上杉謙信が公定枡の制定を行い、それを景勝が継承したことから始まる。その後太閤検地に伴い京枡の使用が強制され、越後でもこれに従い京枡に統一される方向に歩み出してゆく。宝月圭吾氏はこれが「越後盤」と称して使用されたと考えるが、氏も確証はないようである（註35）。一方、こうした京枡への統一化に反して地域独自の枡も残存し使われていた。すなわち、上杉景勝が公定枡の使用を領国内に命じた史料がある一方で（註36）、天正十八～十九年頃の史料にはまだ、「いわふね枡」の使用を示す史料も見られる（註37）。後述で具体例を示すが、各地で京枡とは異なる容量の地方枡が近世全般を通じて残存使用されたことも参考とすれば、地方枡の残存も否定しきれるものではない。

ただし、以上のような越後における枡の変遷から春日山城跡出土木簡「米七斗」に用いられた枡を考えると、京枡の可能性が最も高いと推察しておきたい。確かに小村式氏が指摘するように寛永以前に地方枡に関する史料があり（註38）、近世初頭の地方枡の使用も無視できないが、高田周辺が上杉氏の拠点で上杉氏の方針が最も早急に実施・徹底されている可能性が想定されることや、小村氏が指摘するように太閤検地にともない上杉景勝が自動的に京枡の採用を図ったことを考慮すると、高田を中心とする上越方面で地方枡の使用は考えがたい。当該期の地方枡に関する史料が高田から離れた地域に関するものであることからも、地方枡の使用が僻地に多く高田近郊で地方枡の使用が考えにくいことも参考となる。こうした地方枡の払拭につい

て小村氏は、堀秀治が行ったことを指摘している（註39）。堀秀治が慶長九～十年にかけて守門・広瀬郷付近に公定枡以外の使用を禁止した史料には「判のなき升にてハカリ申事堅令停止候事」や「判之升の外、年貢納候ハヽ、下代之儀者不及申、納所仕候百姓共成敗可申付事」（註40）というように印判のない枡の使用を禁止している。そこで注目したいのが、宝月氏が指摘する高田枡座の存在である。氏によれば、高田では上杉以来、町年寄による枡座がそのまま残存する。謙信時代から名字帶刀を許可されて枡座を組織しただけではなく、焼印を捺印した枡を領内に頒布する権利を付与されていた。これを代々の藩主や天領時代には幕府勘定奉行も認め円滑な実務遂行のため特権を維持していたことが指摘されている。こうした宝月氏の指摘を参考にすれば、堀秀治が全領的に渡した公定枡というのは高田枡座が制定・印判したいわば「高田枡」であったと考えられよう。しかも上述したように高田における京枡の採用が上杉主導の元で早くから行われていたとすれば、ここでいう「高田枡」の容量は堀氏が推進した京枡であったと推測される。こうした推測にもとづくと春日山城跡出土「米七斗」木簡は、基本的には高田枡座とここで制定・使用された京枡準拠の「高田枡」と考えられ、これで当時の「米七斗」を計量したと考えられる。

但し、京枡といつても事態は一辺倒ではないようである。京枡にも昔枡と新枡が判明しており新旧によつて僅かながら、容量に差があることが宝月氏によって指摘されている。氏によれば、寛文八（1668）年以降幕府は幕府公認の枡座を設定し同時に新たな京枡をも制定する。これが新枡とされるものであるが、太閤検地以降これまでに用いられたのが昔枡と呼ばれるものである。こちらは新枡一升と比べて九合六勺四撮とわずかに少量である。しかも、加賀前田家における近世初頭の京枡（昔枡）に関する史料から宝月氏は、京枡が慶長から元和年間にかけての短期間に容量が増量したことを指摘している（註41）。すなわち、加賀前田家も太閤検地にともなって当時の京枡を年貢納枡と定めた。その結果、慶長十六年十月十八日の法令では（史料9）に示した様に最初の京枡六斗で一俵とされている（註42）。

（史料9）

一 升は役米共に、京升を以六斗俵たるべき事

このように加賀藩では当初から京枡を年貢納枡としこれで一俵=六斗と定めていた。しかし、元和二年八月廿日高札では「一 三ヶ國納升、何も御公領分之斗升なみたるべき事」と記され、藩領加賀・能登・越中三カ国の納枡を御公領の枡に準じるように命じられている。これについて宝月氏はおそらく三カ国で従来使用している納枡が「御公領」とは容積上で差異があったためと解されている（註43）。「御公領」が具体的に何を示すかは不明であるが、宝月氏の推測に従えば幕府の直領と思われる。さらに、元和二年九月十七日の定書には「一 大津へ登り米之事、一石について、當國之京升を以、一石一升宛に廻し、御奉行衆へ可被相渡候事」とある。大津とはいうまでもなく近江大津のことで北陸方面の廻船の荷物が敦賀から琵琶湖の内水運等を経て回漕されたいわば終着点である。ここで北陸方面、特に加賀藩からの米を取引する際に当時大津で用いられていた京枡と「當國之京升」と容量に差異が生じており、不都合なため當國の枡の改正を求めた史料と思われる。こうした史料からは宝月氏が指摘するように最初に加賀藩で制定した京枡が、京周辺における京枡の増量化により合わなくなつたことが判明し、おそらく、（史料9）の六斗は旧来の容積の少ない京枡によるものと考えられよう。このように、一言で京枡といつても寛文八年を境に昔枡と新枡で容積に差があるだけでなく、寛文八年以前の昔枡の中でも近世当初には容積が一定ではなく新しくなるほど容量が多くなることが確認されるであろう。

加賀藩が最初に制定した容量の少ない京枡が越後頸城周辺で用いられていたとする史料は管見の限りでは見出せなかった。しかしながら、前述したような越後における上杉謙信・景勝から堀秀治に至る京枡採用の

過程を鑑みると、越後でも慶長年間頃に容量の少ない京枡が用いられていた可能性は十分に推測される。その結果、越後では何らかの理由により、加賀前田家の六斗よりも若干多い七斗一俵とされた可能性も考え得る（註44）。こうした推測にもとづくと春日山城跡出土木簡で「米七斗」という付札状木簡も一応は理解され、この木簡が七斗俵に付されて付札として機能したと解される。このような理解に立てば、一荷に一つ付されたと思われる付札の通例的な使用法とも矛盾なく理解できないであろうか。

このように近世初頭の「米七斗」春日山城跡出土木簡では容量の少ない昔枡の京枡が用いられたとすれば、同様に「七斗」と記されている一号木簡も昔枡の京枡が用いられた可能性が類推される。その時問題となるのは、こうした旧い枡が残存し、近世を通じて用いられた可能性である。旧い枡の残存について、宝月氏は各藩の新枡採用を検証する中で、各藩が新枡を年貢納枡等として公定化した後も旧来から使用されていた地方枡などの残存状況も述べられている（註45）。例えば、弘前藩は幕府の命令で漸く寛文十一年に新枡への切替を実施したようであるが、その後も青森地方では「青森升」という実量八合の非合法枡が通用し明治まで使用されていたことを記している。また、会津藩では幕府の命令に従って新枡の採用を図るが、実際には江戸の幕府の枡座に注文した新枡が僅かしか届かず年貢収納に間に合わなかったため、最終的には従来の枡が新枡と容量差が少ないと理由に従来枡を年貢納枡として後世まで用いられたことを記している。このように江戸・大坂から遠く離れた地方では旧来の枡が様々な状況・理由で残存し限られた地域で使用されていたことが分るであろう。

宝月氏は高田藩の新枡採用に関して、寛文年間以降は高田枡座の制定する「高田枡」を新枡と同容量とすることで幕府公定枡の事実上の採用を図ったと指摘している。こうした改変の背後には、これ以前の「高田枡」が新枡と異なる、当初加賀前田家が使っていた容量の少ない昔枡であることは上述の考察の通りである。しかも、宝月氏によれば、この「高田枡」が、『高田市史』に記されるように高田藩領内だけでなく、天領・糸魚川領・柏崎領及び信濃の一部という頸城郡を越える広大な地域で、米以外の酒・油などあらゆるものに用いられたことを指摘している。この指摘に従えば、「高田枡」が西頸城でも使用されていたことは十分に想定され、現在までに行った旧歌村の近世文書の調査でも高田藩道中奉行と歌庄村屋との文書遣り取りが行われるなど西頸城と高田の密な関係は十分に推察される。とすれば、寺地周辺で昔枡が使用されていた可能性は十分に考え得るであろう。

しかも、こうした「高田枡」の使用地域の中で西頸城、特に姫川以西は西に行くほど僻地に位置していることが注目される。上述した地方枡でも述べたように旧い枡というのは僻地ほど残存使用される可能性が高い。さらに会津藩の例を参考とすれば、多少の容量差であれば、年貢納枡として問題とされず、新枡と昔枡の容量差が九合六勺四撮と僅かであることも考え合わせると、姫川以西で昔枡が残存使用されていた可能性も生じてくる。ましてや年貢俵には前述したように若干多くの米が詰められることや、後述するが枡の場合、計量の仕方次第で実量に多少の違いが生じることも考えると、会津藩の様な何らかの状況や要因によって旧来の枡を継続使用しても問題とならないとすれば、容量の少ない「高田枡」の可能性が考えられる。こうした推測が認められるとすれば、寺地遺跡一号木簡「納七斗」も高田で製作された容量の少ない「高田枡」によって計量されたため、春日山城跡出土木簡と同様に七斗俵で製作されて一号木簡のような記載内容となつたとは考えられないであろうか。憶測を重ねることとなるが、このように容量が少ない昔枡＝「高田枡」で計量され俵詰めされたと考えると七斗一俵としても問題なく、春日山城跡出土「米七斗」木簡と同様に一号木簡はある俵に付された荷札か付札として使用されたと想定されるのではないだろうか。

一方、荷札として機能したと思われる木簡の形状から考えると、何俵かにまとめて附けられた木簡という

可能性も考えられ、以下のような類例からはそうした推測も可能である。

(史料10)

◎東京都汐留遺跡 脇坂家上屋敷遺構出土木簡 (木研19)

・「○江戸 脇坂淡路守御屋敷

□□□ 近

・「○米武俵之内 西□四

四斗七□」

304×47×11 011

◎兵庫県龍野城跡出土木簡 (木研22)

〔分カ〕 〔衛門カ〕 〔郎カ〕

・「▽田中萬作預り□ 米屋 利右□□／升取 太□

・「▽御用米四拾四俵入

しかしながら、こうした場合には七斗を二分しても一俵が三斗五升で年貢米を俵に詰めたとすると若干少ないように思われる。また、複数の俵にまとめて付けたとした場合、(史料10)を見れば分るように、その総俵数を「米武俵之内」「御用米四拾四俵入」というように記される必要がある。こうした点を考慮すると一号木簡を複数の俵に付された荷札木簡と解することは難しいと思われる。

なお、上述のように枡の容量の相違を七斗の視点から考えた場合、この俵が一般的な四斗前後の斗量に従っていないことが米穀流通上で不都合になった可能性が考えられる。しかし、枡による計測では多少の容量の相違は上述の会津の例などから考えて実際の取引上では問題とならなかったと見なすことができないであろうか。近世史上、米穀が全国的な流通物資として広く取引されたことは周知の通りである。その運漕の際、俵の米に問題があった場合には一緒に積載された余分の俵・米(欠米など)でそれを補ったことが鈴木直二氏によって指摘されている(註46)。同氏によればそれでも不足する場合には何らかの方法で米を購入して補填したようである。また、枡による計測ではいくら厳密に斗搔を行っても升に米を入れる時に誤差を生じるようである。簡単に言えば同じ枡を用いても米と米の間の隙間を多く作るよう升に入れれば、実際に入っている米の量は少なくなる。これに対して枡に入っている時に搔すって隙間を埋めれば入る米の量は多くなる。このように計る人の得手不得手で枡の場合には実際の容量は大きく変わるので厳密な一俵の斗量を問題することは不可能に近い。ましてや計測前に米が水に浸けられ膨張させられるなどの不正があった場合には論外である。一方、米屋をはじめとする商人の方も各地域で使われている枡の斗量の相違を把握し、その換算比率を従前に計算をし、取引上では補っていたようである。さらに、実際の取引上では米俵そのものを蔵と蔵の間で移動させることはほとんどなく、米手形という約束手形による所有権の移動が行われていた(註47)。このように実際に俵詰されている斗量が枡の容量の違いから異なっていても様々な方法でそれを補填する方法があったため、大きな問題とはされなかったのが実態であり、厳密な容量が必要な場合には斗量ではなく、米の重量による計測でそれを満たすことも可能であった。とすれば、経済流通上でも七斗俵が大きな障害になったと考えにくい。

C 孫左衛門と木簡の廃棄に関する考察

孫左衛門に関して、『報告書』では「向山」としたが、釈文の部分で記したようにその後の調査によって「白山」の可能性も生じてきた。現在の調査結果ではいずれとも決しがたいのでそれぞれの釈文に関する解説とそれにもとづく廃棄までのルートを想定しその問題点を記すに留めたい。ただ、いずれの釈文に従っても一号木簡が年貢米に関するものである以上、「孫左衛門」が年貢を負担した本百姓でその人名と解す

のが自然と思われる。

「向山」孫左衛門は一号木簡を見て頂いた諸氏の多くに指摘された。一般的な近世のくずし字として最も近似することと、青海町内には「向山」という地名（小字名）と「孫左衛門」を家号とする家が現存していることが主な根拠である。以下、これらの点について詳述しておきたい。

一般に近世の文書・木簡などでは本百姓は姓をもたず、名だけを記載するのが通例であり、歌村の近世文書調査でも多くの場合は名前だけしか記されていない。時として庄屋が必要に応じて姓名を記している程度である。通常本百姓は「地名（村名等）+人名もしくは家号」で記載・呼称され、その具体的な一例が、（史料6）に示した福井城跡出土木簡の「板垣村孫兵衛」などである。こうした観点から、向山を地名、孫左衛門を人名もしくは家号と解した。

そこで向山という地名を調べると、現在の青海町内に小字名として「向山」が三ヶ所に散見する。『青海町字切図』によれば大字青海、大字外波、大字歌に「字向山」が見られる（図3・図7参照）。その内、前者の二つは地形的に人家が営めるような場所ではない。例えば大字青海の場合、「向山」は勝山城という山城が所在する山そのものがこの小字の範囲内で、山の麓と海岸とのわずかなスペースに人家が現在では数軒所在するが、ここはもう「字向山」ではない。それ故、三者の中で最も可能性が高いのが大字歌であり（註48）、前述のように旧歌村にあたる当地に家号「孫左衛門」が残存していた。現在の「孫左衛門」家の当主によれば、「孫左衛門」家は旧歌村を始めた七軒の一つであり、近世も早い時期まで遡る可能性があるという（註49）。しかも、先代が古文書の収集を趣味としていたため、「孫左衛門」家に関する文書の他に、すでに歌地区から移住してしまった他家より譲り受けて残った当村関係の文書も多く収集・保管され、この木簡の調査を契機に個人的に翻刻を試みて調査中である（註50）。この中に当家に関する文書として江戸後期以降の代々の香典帳が残っており、それを見ると寛政年間には「孫左衛門」と称していたことが確認される（図8参照）。これらの事実から推測すると、18世紀後半という時期には木簡に記された「向山孫左衛門」という呼称が一般的に使われ、木簡に記されたのは当家の先祖の可能性が一つ推定される。以上の解釈にもとづくと、一号木簡が旧歌村の「向山孫左衛門」によって作成され、年貢米に付けられて寺地遺跡の周辺まで運ばれたと解される。その時、親不知子不知の険路な陸路を用いて年貢納入期限の旧暦の十一月～十二月ごろに運搬することはむつかしかったと思われる。海に面した地理的環境などからすればその運送手段は船で、特に歌や外波の庄屋持ちの廻船によった可能性が考えられる。青木氏は、宝暦十年に歌・外波村の両村で海運業の廻船二隻と庄屋持ちの廻船一隻づつが無役となっていることを指摘している（註51）。これによれば年貢納入の責任者である歌・外波の庄屋が船を所持していたことは明確であり、木簡の付けられた年貢の運搬に利用されていた可能性は十分に推察される。また運搬される時期に関しては、天候の良い日に運搬したか、前述した高田藩の例を参考にすれば翌春など順調な時期を選んで運ばれたと考えられる。

通常年貢米は郷蔵に納入されるが、糸魚川周辺では梶屋敷に幕府の郷蔵が所在したことが明らかになっている程度で他の郷蔵の所在地は不明である（註52）。青木氏によれば、梶屋敷までの約三里があまりに遠く、さらに途中に姫川の渡しという難所もあるため、青海村の場合は庄屋十右衛門の内蔵へ一端収納し、その後郷蔵へ船で回漕していたようである（註53）。百姓の蔵が一時的な郷蔵として使われる例は各地にある（註54）、青海村やその周辺では年貢米が自村の庄屋の内蔵へ一端納入され時期を選んで郷蔵へ搬送されたか、役人立合の便宜を考えると大村の青海周辺に郷蔵が所在し、直接そこに納入されたのではないだろうか。『続・青海』に見られる宝暦三年青海川堤防工事に関する記載から推測すると、青海川は洪水やそれによる沿岸損傷で荷積み・荷下しに適さなかった可能性も想定される。そうした場合むしろ、青海周辺では寺地は砂浜が

長く田海川河口付近などが荷積み・荷下しに適していたと考える。古代中世の港津の立地を見ると河口から僅かに遡った地点にそれがあることが指摘されている（註55）。具体的には古代の場合で富山県じょうべのま遺跡や「立屋津長」の木簡を出土した福島県荒田目条里遺跡、中世では十三湊などがそれにあたる。近世の例としては関川河口の直江津はそれに近いと思われ、ここは『延喜式』に記される「水門駅」の比定地とされている。水門が“ミナト”と音通することは『万葉集』に多くの例があり改めていうまでもなかろう。こうした河口港が近世において米穀の集積立地となったことは鈴木直二氏も指摘する（註56）。舟運と港津立地との関係から見ると、河口付近に低湿地の少ない青海川河口付近よりも河口が砂浜で狭められながらもそのすぐ上流が安定した水溜りとなっている田海川河口付近の寺地付近の方が適当と見なされる。それ故、歌村から船で運搬され年貢俵に付けられた一号木簡が何らかの理由によって寺地遺跡周辺で廃棄され流入したと考えられないであろうか。

しかしながら、こうした推測をした場合一つだけ問題がある。それは歌村の年貢納入法である。青木氏は歌村が三方を山に挟まれて地形的に非常に田畠が少ないので皆金納であったと指摘している（註57）。もしこれに従えば、一号木簡のような米納年貢米に付された木簡が使われていない可能性が想定される。実際、孫左衛門に関する文書は金銭借貸に関するものが多く、その理由として当年の年貢納入が記述され一部には「年貢金」と記されているものもある。さらに別文書には隣町の泊町から米を購入したり、歌村全体で糸魚川から購入していたことが判明するものもある。こうした文書や歌村々高が非常に少ないと重視すると、年貢金納が実態であった可能性を示す史料も少なくなく、この様な史料・実態に則して廃棄ルートを再考すると年貢米が納入された可能性は少なくなってしまう。ただ、文書調査が追いつかず全体を掌握することが出来ない上に、日付がもたらす性にシス

物・魚介類など換金システムは明らかになっていない現状では、不明な部分も多いので一つの推定案として提示しておきたい。

もう一つの解釈が「白山」と釈読した考え方である。その根拠の一つは前述した寺地公民館保管の土地関係文書（「明治十九年 丈量絵図帳」など）とそれ見られる字海田谷地周辺の土地所有者として「白山源吉」や「白山津右衛門」という人名が見られることである。この他にも寺地村の歩みをまとめた『ふるさと寺地』の巻末を見ても明治時代の先人として多くの白山姓の人名が見られる。くずし字上の「白」と「向」の類似性の他に、歌村の文書調査でも木簡の「向」に類似した「白」が見出されたことも「白山」の釈読の根拠である（第9図）。しかも第3図を見れば分るように、字海田谷地は本遺跡が所在する字道ノ入に隣接し、孫左衛門という名前が近世の村ならよく見られる名前であることを考え合わせると、寺地遺跡周辺に「白山孫左衛門」なる人物が実在したとしても問題ないように思われる。実際、幕末の元治元（1864）年における旧寺地村の村方三役には「孫左衛門」という人物が百姓代となっていることからも十分に推測されよう（註58）。さらに、青木氏が記すように糸魚川藩領期の旧寺地村は隣接する旧田海・青海村と比べて村高は五分の一程度の小村であるが、「寛政元年 御年貢米諸小物成臨時物 村入箇帳」によれば「三分一金納」で大半が米納である



第7図 歌・外波の宇向山（「青海町字切図」）

ことが分る。これらにもとづくと一号木簡が寺地村の本百姓であった「白山孫左衛門」の年貢納入に使用した木簡という推測を十分に補うものである。寺地遺跡が松尾神社という村の中でも特別な場所の近くに立地していることや、二号木簡のような付札類と思われ木簡が共伴していることを考慮すると、この周辺に郷藏のような物資を集積し保管する等、村にとって特別な施設の所在を推測することも可能である。そうした施設に何が保管されていたかは不明であるが、囲米のような非日常的な穀物類が保管されていたことも想像され、そこで不要となった木簡が廃棄され流入したとも想像される。

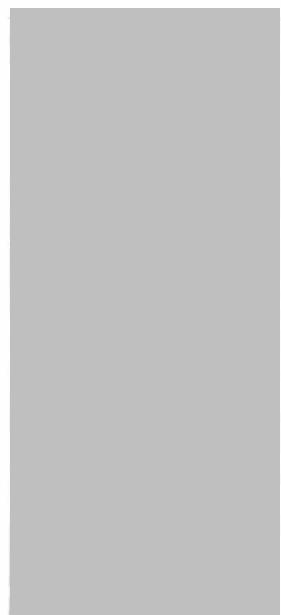
ただし、これも全く問題がないわけではない。一つには推論の根拠とした史料は近代の史料であり、江戸後期に旧寺地村の本百姓が「白山」という姓を称していた史料は見出せていない。一般に近世で姓+人名で名前の表記を行うのは武士か、庄屋など村役人クラスだが、寺地周辺の村々で一般農民の本百姓が姓+人名で呼称され始める時期は不明である。歌村の「向山孫左衛門」が前述したように寛政年間には既に苗字に当る姓を記しているので、これを参考とすれば寺地村でも18世紀後半の近世後期には本百姓でも姓を名乗っていた可能性は推察されるが確固とした根拠がない。よって、即断するのは避け、後考を待つことにしたい。

ただ、明治19年の地方魚税や船税に関する資料を見ると、「白山津右エ門」は旧寺地村の庄屋を代々勤めた小野家（家号「（小野）新兵工」）と匹敵するか、それ以上の金額の納税を行っている（註59）。他の納税者を見ても「白山」姓の者は旧庄屋の小野姓に次ぐ多さであり、少なくとも幕末から明治初頭には「白山」家が庄屋に匹敵するほどの有力農民の家柄であった可能性が見出せる。これに「白山孫左衛門」が百姓代となっている事実から白山家が村役人クラスの農民であり、明治十九年の船税資料の中にも「白山孫左衛門」が見られることを考慮すれば、白山家が幕末から明治にかけて急成長したとするよりもそれ以前から旧寺地村内に力を持ち、年貢として「七斗」の米納を行っていたことも十分に考えられるのである（註60）。

以上、年貢納入者と木簡の廃棄ルートに関して2つの釈文案とそれにもとづく解釈・推論を示したが、いずれも問題点を解消できずその何れとも決しがたい。『報告書』などの記述とは逆に、後者の可能性が高いようにも思われるが、ここでは両説を併記するに留め後考に期したい。これを決定する要素には様々なもののが想定されるが、特に有効なのはやはり各村の状況を明瞭に物語る文書群がその一つと思われる。歌村「向山孫左衛門」家の文書調査は進行中であるが、寺地村にも庄屋小野家に多くの近世文書が残存していることが、『報告書』作成と木簡の解釈に伴う調査で判明した。こうした文書の一部は青木氏が『青海』執筆に伴って調査され同書に紹介されているが、ほとんどは未調査・未発表の文書である。こうした文書群が翻刻されその内容が公表されることで初めて木簡の解釈やその背景、さらにはその意義も明らかになると考えられる。木簡に関する解釈の確定という目的も含めて、筆者も微力ながら尽力するつもりではあるが近い将来に文書の調査が行われることが期待されよう。よって最終的な結論はこれらの文書が今後調査・研究によって明らかになることを待たざるを得ず、それが確定的となった段階で初めて木簡の作成から廃棄までのルートや遺跡の性格が確定できるものと思われる。

6 二号木簡に関する補論

最後に付札状の二号木簡に関しても『報告書』で割愛せざるを得なかった内容を中心に調査結果を記して



第8図 「孫左衛門」の香典帳（寛政九年）



第9図 「向」に似た「白」

おきたい。

二号木簡はまず、形状に特徴がある。裏が中途まで割られており、ものが挟めるようになっている。いわば封緘木簡のような形状である。木簡全体が粗雑な製作状況なので製作中に偶然割られただけで木簡の利用とは無関係な可能性もある。しかし、下端まで割り切ってなく中途で止めているのは意図的とも考え得るので、この割れ方は木簡の使い方と関係すると考えておきたい。既に鈴木景二氏によって紹介された和歌山県熊野資料館の近世荷札とは全く類似しないことなどから荷札と考えるよりは（註61）、簡単に挟み込める形状的な特徴を重視すれば、細い紐などを挟んだ上、上端を紐で結んで外れないようするといった使用法などが考えられ、付札の性格が想定される。

文字は平仮名で三文字が一行で記された木簡であるが、この解釈には二つの解釈が想定される。

一つは近郊に所在する火打山を記した可能性である。しかし、管見の限りでは山の名称を記した付札はなく、この山を遺跡周辺から見ることもできないので信仰の対象などになったとも考えにくい。

もう一つは（史料11）に示した『天和三年閏九月 越後国頸城郡寺地村御検地水帳』に見られる「火打町」の可能性である。

（史料11）『天和三年閏九月 越後国頸城郡寺地村御検地水帳】

寺地村田方

おおぜ町

上田 貳拾四間拾五間半 壱反貳畝拾貳歩 仁左衛門

ひやせ町

下田 九間五間 壱畝拾五歩 七郎右衛門

三百地

中田 拾三間拾間 四畝拾歩 三郎左衛門

火打町

中田 貳拾貳間 五間 三畝貳拾歩 七郎右衛門

大ぜ町

下々田 貳拾間貳拾間 壱反三畝拾歩 仁左衛門

〔後略〕

(『青海』P262掲載、一部修正)

この地名の遺称はないが「町」とされていることから、例えば、江戸八百八町というように極めて狭い地域を示していると考えられる。中世以降の町名の由来を考えると、ある職業集団の居住によることが原因となった場合が一つ推測される。当然、そうした職業集団の人数は限られ一定の場所にまとめて居住したと思われ、「ひうち」という記載内容から推測すると鍛冶集団のような存在に関する可能性が考えられる。こうした集団は都市や村の需要を満たす程度の存在なので中心部よりは周縁部に居住していた可能性が高く、集団の生産物に対する都市や村の需要がなくなると集団自体が消滅してしまい、同時に関連する町名・地名もなくなってしまった結果、現在まで残存していないのかもしれない。

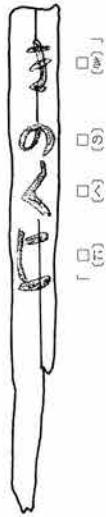
二号木簡の類例となるような、付札状の木札に一行仮名書きの近世木簡は管見の限りでは見出されなかつたが、比較的近いものとして高知県飛田坂本遺跡出土の木簡がある(第10図)。10点ほどの木簡が、12~14世紀の掘立柱建物などが検出された集落跡より10数m離れた地点の包含層から出土している(註62)。木簡の形状は二号木簡に似て、粗雑に作成された板材に仮名で一行に記されているものである。比較的墨痕が明瞭と思われる記載内容は地名と思われ、文字内容でも二号木簡と類似性が高く、二号木簡の時期が共伴遺物による土層の年代から近世初期とすれば、時期的にも大きく離れるものではない。こうした類例的な木簡の存在からも「ひうち」が示すのは旧寺地村内に所在した地名(町名)とするのが妥当と思われる。

7 おわりに

寺地遺跡出土の木簡に関して、今までに明確に出来たことは多くない。敢えて本稿についていえば、近世初頭のいわば「高田枡」の容量が京枡昔枡に当り、加賀前田家の史料などから容積の少ない時期の枡に準じた可能性を推論した程度である。しかしながら、前述したように近世の年貢関係木簡が現状ではほとんどが城下や武家屋敷・役所での出土に限られるのに対して、一号木簡はそれが作成される村方で出土した数少ない例である。各地に残る所謂「五人組帳前書」でも年貢に外札・中札という木簡が利用されていることは確認され、次第に近世の荷札以外の木簡の蓄積がなされるにもかかわらず、この方面的研究が少ないと惜しまれる。一般に近世史家が問題としてこなかった年貢を中心とした近世木簡に関する研究が進展していくことも今後の課題として期待されるところである。なお、本稿を成すに当り、林陸朗、原直史、松井智、相羽重徳氏らに多大な御助言・御協力を頂いたことを謝辞として記しておきたい。

註・引用参考文献

- 1) (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 2002『新潟県埋蔵文化財調査報告書第113集 北陸新幹線関係発掘調査報告書I 寺地遺跡』。以下、発掘調査の結果については特に記さない限りこれに依拠する。また『報告書』と略す。
- 2) 具体的な位置関係については『報告書』第2図 寺地遺跡の立地を参照。
- 3) 大角地遺跡調査団編 1979『大角地遺跡』青海町教育委員会。須沢角地A遺跡発掘調査団編 1988『須沢角地A遺跡発掘調査報告書』青海町教育委員会。及び『報告書』による。
- 4) 青木重孝氏ら編 1966『青海-その生活と発展-』P465~476 青海町教育委員会。青木重孝監修 1981『糸魚川市史』5近世4糸魚川市役所 P336~338など。
- 5) 金子拓男 1975「新潟県青海町天神山経塚出土の陶製経筒と珠洲焼の成立について」『信濃』第27巻1号。
- 6) 『青海』P117~118及びP173~174。同書によれば明確な根拠は残っていないが、旧寺地村庄屋小野家に伝わる口



第10図 高知・飛田坂本遺跡出土木簡実測図(『木簡研究』19号より)

伝などによったようであり、『報告書』作成にともなう同家現当主からの聞き取りでも同様の教示を得た。

- 7) 『報告書』では「道ノ入（ドウノイリ）」の由来を「道の入り（口）」と解していると思われる。ここでいう道とは松山城へ到る山道を指すとされているが、道の入り口のことは古来、「道（ノ）口」というのが一般的と思われる。こうした一般的な見解がここで当たるかは更に考察が必要とおもわれるが、これに従えば「道ノ入」の由来は道に依ったとするよりも、むしろ、「ドウ」は堂の転訛と考え、この堂は単純に寺と考えて金剛寺かその施設の入り口付近と考えておきたい。
- 8) 松尾神社に関しては『青海』P135、酒米については同書P404周辺に記されている。
- 9) 小葉田淳 1991『史林談叢－史学研究60年の回想－』P86～89 臨川書店。本来史料の引用を同書から行うことは適当ではないが、「越後下向日記」を管見できなかったことと、小葉田氏の註釈を含めて掲載した方が適当と考えたため氏の著書からの引用に至った。
- 10) 『青海』P173。
- 11) 新潟県寺院名鑑企画編集委員会 1983『新潟県寺院名鑑』による。
- 12) 『青海』P380～381。
- 13) この絵図は『青海』P385に掲載されている。
- 14) 『青海』P387～391
- 15) 出土グリットは祭祀遺物を出土した自然流路内に入るが、出土レベルでは自然流路との関係は少ないようである。
- 16) 梅川光隆 1985「京都府平安京左京九条二坊十三町」『木簡研究』7号で掲載された出土No. (15) 木簡などがこれに該当すると思われる。
- 17) 木簡学会 1998・2000『木簡研究』20号及び24号
- 18) 福井城跡出土木簡の中には比定地が2ヶ所以上想定される村名がある。（史料6）の板垣村や山室村がその例である。板垣村の場合、現在の池田町に旧越前国今立郡内の村として確認できるものと、現在の福井市内に旧越前国足羽郡の村名として確認できるものがある。これに対して比定地が1ヶ所に限られる村名は福井城近郊に限られる。具体的には安田村がそれに当たるが、後者の例から、前者に関しても福井城近郊の候補地を比定することが適当と考えた。なお、比定に当たっては『角川 日本地名大辞典 福井県』を参照した。
- 19) 高田市史編集委員会編 1958『高田市史』第1巻
- 20) 渡辺尚志氏らが調査研究を行った三和村佐藤家に見られる年貢納入の例などはこれに該当するのではないかと思われる。渡辺尚志編 1997『近世米作単作地帯の村落社会』岩田書院
- 21) 相川町教委 2001『相川町埋蔵文化財調査報告書第3 佐渡金山遺跡（佐渡奉行所跡） 国史跡佐渡奉行所復元整備に伴う発掘調査報告書』及び佐藤俊策 1996『佐渡金山遺跡 佐渡奉行所跡』『木簡研究』18号による。
- 22) 穂積陳重 1940『五人組制度論』有斐閣。野村兼太郎 1943『五人組帳の研究』有斐閣
- 23) 小林平左衛門 1934『郷蔵制度の変遷』農林省米穀局
- 24) 『糸魚川市史』資料編1 P332～351。引用部分はP337、この釈文・註釈がP348にみられる。
- 25) 前掲註22と同書。
- 26) 俵と一緒に詰め込むことや年貢俵が様々な方法で納入後に米の品質・容量を検査されることなどを考慮すると、中札は大きさがそれほど大きかったとは考えがたい。また形状的にも付札状の切込みや穿孔、先端の尖りなどは不要と思われ、現在までに出土している近世木簡の中では、東京都中里遺跡出土木簡の他に確実な中札の例は見出しがたいと考えている。
- 27) 『木簡研究』11号掲載の仙台城二ノ丸跡出土木簡No. (10) として見られる。
- 28) 田中淳一郎 1993「京都府相楽郡木津町鹿背山郷蔵の俵上札」『木簡研究』15号
- 29) 近世農村の年貢関係文書（免相書など）ではほぼ一般的に見られ、具体例を挙げるまでもないとは思われるが、一例として歌村の文書でも見出せることを記しておく。
- 30) 児玉幸多 1957『近世農民生活史（新稿版）』吉川弘文館などでも見出せる。
- 31) 前掲註30と同書。
- 32) 高田市教委 1985『国指定史跡春日山城跡発掘調査概報Ⅷ－昭和59年度』 上越市史編さん委員会編 2002『上越市史』資料編3 古代・中世
- 33) 詳しくは小村式 1983『幕藩制成立史の基礎的研究－越後国を中心として－』吉川弘文館にまとめられているので、そちらを参照して頂きたい

- 34) 『新潟県史』通史編二中世 P711。他に小村式も前掲（註33）で述べられている
- 35) 宝月圭吾 1961『中世量制史の研究』吉川弘文館 P333による。同氏によれば、越後盤が『北蒲原郡史三』所載の「越後風土考」に見られる。氏は「盤」は「判」の転訛と考え、戦国期に大名の印判を記し用いられていた判札の一種とされている
- 36) 『県史』資料編No.1736 天正十九年八月「上杉景勝朱印状」
- 37) 『県史』資料編No.2008 天正十八年十一月十一日「大滝某替米請取状」
- 38) 前掲註33同書、P308～309掲載の「寛永六年九月十八日付見附市板垣義雄氏文書」
- 39) 前掲註33同書、P308。
- 40) 前者は穴沢吉太郎編 1961『守門村史』P561。後者は広神村史編さん委員会編 1980『広神村史』上巻 P378～379掲載の【史料3】に該当する穴沢吉太郎氏所蔵文書 慶長十年十月六日広瀬郷肝煎宛、五ヶ条の申渡し文書。
- 41) 前掲註35同書。P402～406。
- 42) この史料を宝月氏は『加賀藩史料』二から引用するが、この文献も見ることが出来なかったので、前掲註35同書、P410に掲載されているものに依った。
- 43) 前掲註35同書、P410。
- 44) 鈴木直二 1975『米穀流通経済の研究』成文堂。鈴木直二氏は江戸時代の大坂廻米と江戸廻米が大名により異なる理由として次の五点を上げている。①貢租率の相違②各藩の財政上の理由③貯蔵・輸送環境の相違④生産された稲穀の相違⑤その他旧習・慣行上の関係。これらのはずれかの要因で越後では加賀より一斗多くなったと考えられる。
- 45) 前掲註35同書、P443～447を主に参考とした。
- 46) 土肥鑑高 2001『米の日本史』雄山閣出版。
- 47) 前掲註44同書。
- 48) 大字青海に関しては、『続・青海』に宝暦三年青海川堤防工事が行われた場所の一つとして向山が見られ近世までこの地名が遡ることは確実であるが、本文でも記したように近世に集落が存在した条件が見出しづらい。大字外波のものは非常に狭い地域であり、しかも、丘陵の先端部にあたり人居を想定することは難しい。
- 49) 御当主に対する聞き取り調査による。
- 50) 本章最後にも記したようにこれらの文書の一部は『青海』に紹介されているがほとんどが未発表である。この一部の翻刻が既に終了しているので、近日中に別に紹介することしたい。
- 51) 『青海』P314
- 52) 『青海』P319
- 53) 青木重孝 1973『続・青海（青海町史・続）』P897 青海町役場
- 54) 久留島典子 1994「領主の倉・百姓の倉」『朝日百科 日本の歴史別冊13 家・村・領主－中世から近世へ－』朝日新聞社、大塚英二 1996「御蔵・郷蔵に見る近世社会の構造」（渡辺尚志編『新しい近世史』4 村落の変容と地域社会 新人物往来社）など
- 55) 中村太一 1997「古代水上交通に関する基礎的考察」（林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版）、同 1997「港津の構造－じょうべのま遺跡に関する一試論－」『古代交通研究』6号
- 56) 前掲註44同書、P95。
- 57) 『青海』P313
- 58) 『青海』P174。これに関連する文書として青海町寺地地区公民館 1899『ふるさと寺地』には「元治元年 奉差上一札之事」に「百姓代 孫左衛門」の署名・捺印が見られる。
- 59) 『ふるさと寺地』P34～35
- 60) 青木氏は『青海』の中で、おそらく「寛政二年 川西谷寺地村村入箇帳」を使って本木簡に近い寛政年間の寺地村の長百姓層を列記しているが（『同書』P174）、このなかに「孫左衛門」や当然「向山」姓は見られない。これを重視すると「白山」家が成長したとしても十八世紀末以降となり一木簡に関する本稿の推論に反する可能性がある。こうした問題についても旧寺地村に関する文書がさらに明らかになった後に言及することしたい。
- 61) 鈴木景二 1994「史料紹介－近世の荷札木簡の一例－」『木簡研究』16号
- 62) 小嶋博満 1997「飛田坂本遺跡」『木簡研究』19号